



# 埼玉県報

第 2970 号  
平成 30 年(2018 年)  
1 月 23 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 富士見第一土地改良区の役員退任届（川越農林振興センター）
- 荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する契約の相手方等の公示（荒川左岸北部下水道事務所）
- 利根川右岸流域下水道維持管理包括委託に関する契約の相手方等の公示（荒川左岸北部下水道事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

### 雑報

- 埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務の公募に関する公告（経営管理課）

## 告 示

### 埼玉県告示第四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成三十年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サン・ファーム籠原店

埼玉県熊谷市新堀字北原九百六十六―一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

三鈴鉄株式会社 代表取締役 橋田恭子

埼玉県深谷市栄町九番十号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成三十年一月十二日

## 告 示

### 埼玉県告示第四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マミーマート八潮伊草店

埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十五番一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）マミーマート八潮伊草店

埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十五番一外

（変更後）マミーマート八潮伊草店

埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十五番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外未定

（変更後）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 大田貴雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

#### ハ 変更年月日

平成二十九年十一月三日

#### ニ 届出年月日

平成三十年一月十一日

#### 二 縦覧期間

平成三十年一月二十三日から平成三十年五月二十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十年一月二十三日から平成三十年五月二十三日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マミーマート八潮伊草店

埼玉県八潮市大字伊草字上根五百六十五番一外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年一月三十一日

ニ 届出年月日

平成三十年一月十一日

#### 二 縦覧期間

平成三十年一月二十三日から平成三十年五月二十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年一月二十三日から平成三十年五月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富士見第一土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	武 井 照 司	埼玉県富士見市大字南畑新田百四十二番地一の一

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月二十三日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 購入等件名及び数量  
荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県行田市長野 952-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 29 年 11 月 29 日
- 4 随意契約の相手の氏名及び住所  
環境クリアー・ヴェオリア共同企業体  
代表構成員  
日本環境クリアー株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 11 番 9  
構成員  
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
1,077,000,000 円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号に該当



# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月二十三日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 購入等件名及び数量  
利根川右岸流域下水道維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県行田市長野 952-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 29 年 11 月 28 日
- 4 随意契約の相手の氏名及び住所  
Tesco・前澤工業共同企業体  
代表構成員  
Tesco株式会社 東京都千代田区西神田一丁目 4 番 5 号  
構成員  
前澤工業株式会社北関東支店 埼玉県川口市仲町 5 番 11 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
810,000,000 円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号に該当

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成三十年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人児玉福祉会 特別養護老人ホーム オルトビオス児玉ホーム	埼玉県本庄市児玉町金屋二百七十四 番地の 一

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年一月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人末広会 特別養護老人ホーム 第二春香苑	埼玉県川口市末広三丁目四番 十三号
老人ホーム	社会福祉法人桐和会 特別養護老人ホーム 道合さくらの杜	埼玉県川口市道合千三百十八 番一
老人ホーム	社会福祉法人児玉福祉会 特別養護老人ホーム オルトビオス児玉ホーム	埼玉県本庄市児玉町児玉七百 三十四番地一
老人ホーム	社会福祉法人端午会 特別養護老人ホーム みなみの苑	埼玉県吉川市中曾根千五百五 十九番地二

## 雑報

埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務について、次のとおり公募型プロポーザルに付する。

平成三十年一月二十三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

## 1 業務内容

### (1) 件名及び数量

埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務 一式

### (2) 仕様等

仕様書及びプロポーザル説明書による。

### (3) 履行期間

契約日から平成33年9月30日まで

ただし、契約日から平成30年7月31日までは、適正かつ円滑に診療材料等調達・物品管理業務を導入するための準備期間とする。

なお、平成30年度以降において、予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

### (4) 履行場所

ア	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井1696番地
イ	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室780番地
ウ	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1番地2
エ	埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町小室818番地2

### (5) 事業者選定方法

県立病院新SPD事業者選定委員会が、企画提案の審査を行う。

評価が最も高い者を第一交渉権者とし、次点の者を第二交渉権者とする。

## 2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級及び業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を

除く。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(7) 500床以上の病院で診療材料等のSPD業務（調達管理業務）を受託した実績、若しくは受託していること。（再委託先として受託している場合の実績は含めないものとする。）

### 3 申請書類、企画提案書等の提出場所等

(1) 本件に関する担当窓口

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 番匠・松丸  
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 仕様書及びプロポーザル説明書の交付方法

ア ホームページからダウンロードする場合

埼玉県公式ホームページの「組織情報」から「病院局 経営管理課」のページを開き、「新着情報」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 現地説明会の開催

参加資格の確認を得た者に対し次のとおり現地説明会を行う。

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 平成30年2月5日(月) 午前

イ 埼玉県立がんセンター 平成30年2月7日(水) 午前

ウ 埼玉県立小児医療センター 平成30年2月6日(火) 午前

※開始時刻及び集合場所は参加資格の確認を得た者に対し別途連絡する。

(4) 企画提案書の受付期間

参加資格の確認を得た日から平成30年3月1日（木）午後5時まで（必着）  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) ヒアリング審査の場所及び日時

参加資格の確認を得た者に対し後日連絡をする（平成30年3月上旬を予定）。

### 4 その他

(1) プロポーザル参加者に要求される事項

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル説明書で示す必要な申請書類等を平成30年1月31日（水）午後5時までに上記3(1)の提出場所に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

また、事務担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の相手方の決定方法

第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至ったときに契約を締結する。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、第二交渉権者を内定者に繰り上げる。

(4) その他詳細は、プロポーザル説明書による。